

「日当たり作業量の補正」について

●標準日当たり作業量の補正

土木工事標準歩掛において、日当たり作業量が設定されている工種において、道路維持工事等で、現場条件等により作業効率が低下するため、実態調査結果に基づき、特定歩掛について日当たり作業量の補正を試行する。なお、日当たり作業量の補正係数は0.8とする。

●対象工事

道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事

